



熊本県公報

第 1 2 6 2 2 号
平成 29 年 5 月 19 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設の登録変更・・・ (健康危機管理課)	1
○救急病院に関する申出の撤回・・・・・・・・・・・・・・・・ (医療政策課)	1
○救急病院の認定・・・・・・・・・・・・・・・・ (//)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止・・・・・・・・ (障がい者支援課)	2
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・ (道路保全課)	2
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・ (//)	2
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・ (建築課)	3
○土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・ (農村計画課)	3
○土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・ (//)	4
○土地改良区役員の退任・・・・・・・・ (//)	5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・ (建築課)	5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・ (//)	5
○道路の位置の指定・・・・・・・・ (//)	5
登 載 依 頼	
○第 1 2 回荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会の開催・・・ (荒瀬ダム撤去室)	5
○平成 2 9 年度第 1 回熊本県行政文書等管理委員会の開催・・・・・・・・ (行政文書等管理委員会)	6

告 示

熊本県告示第 5 4 9 号
 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 4 8 条第 6 項第 3 号の規定に基づき登録した登録養成施設から、食品衛生法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 2 9 号。以下「施行令」という。）第 1 6 条（施行令第 9 条第 2 項において準用する場合を含む）の規定により変更の届出があったので、施行令第 2 0 条第 2 号の規定に基づき告示する。
 平成 2 9 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 変更後の登録養成施設の名称及び所在地
 - (1) 名称
東海大学農学部バイオサイエンス学科食品衛生コース
東海大学農学部応用動物科学科食品衛生コース
東海大学農学部応用植物科学科食品衛生コース
 - (2) 所在地
熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽
熊本県熊本市東区渡鹿 9 - 1 - 1
- 2 変更前の登録養成施設の名称及び所在地
 - (1) 名称
東海大学農学部バイオサイエンス学科食品衛生コース
東海大学農学部応用動物科学科食品衛生コース
東海大学農学部応用植物科学科食品衛生コース
 - (2) 所在地
熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽
- 3 変更年月日
平成 2 9 年 4 月 1 日

熊本県告示第 5 5 0 号
 次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。
 平成 2 9 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1 番 1 号	平成 29 年 3 月 31 日

熊本県告示第 551 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 29 年 5 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1 番 1 号	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 552 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。
平成 29 年 5 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
障害者就労支援センター テイクオフ 熊本県八代市大村町 39 06-1	社会福祉法人 八代愛育会 熊本県八代市二見本町 2 40 番地 理事長 古田 利成	就労移行支援	平成 29 年 3 月 31 日
有明ホームヘルパーサービス 熊本県玉名市築地 64 番 地 1	社会福祉法人 天恵会 熊本県玉名市天水町部田 見 440 番地 理事長 杉谷 くに子	居宅介護	平成 29 年 4 月 30 日

熊本県告示第 553 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 29 年 5 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 29 年 5 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	幸野染田線	球磨郡湯前町古城 3631 番地先から 同所 3651 番 2 地先まで	70.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 29 年 5 月 19 日

熊本県告示第 554 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 29 年 5 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 29 年 5 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 6 6 号	上天草市龍ヶ岳町大道字大平 3 5 番 1 地先から 上天草市龍ヶ岳町大道字瀬子ノ浦 1 0 8 番 1 地先まで	220.0	広域連携 改築

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 5 月 1 9 日

公 告

熊本県公告第 2 8 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字戸鼻崎 1 9 7 7 番の一部、同 1 9 8 2 番 4 及び同 1 9 8 2 番 5
4 0 4 . 0 6 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区御領五丁目 3 番 8 号クレール東光 1 0 5 号室
中村 圭佑

熊本県公告第 2 8 8 号

人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 9 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	東 一善	人吉市下漆田町 2 5 7 3 番地 1
理事	農蘇 康則	人吉市井ノ口町 9 1 7 番地
理事	吉田 正博	人吉市合ノ原町 3 1 1 番地
理事	山崎 正	人吉市瓦屋町 2 1 8 2 番地
理事	高野 和夫	人吉市北泉田町 2 0 1 番地
理事	新村 博之	人吉市中林町 1 7 2 4 番地
理事	前村 敏夫	人吉市下林町 2 8 9 番地
理事	宮永 一喜	人吉市中神町馬場 7 番地
理事	坂口 和男	人吉市中神町城本 1 2 2 4 番地 1
理事	内布 厚	人吉市下原田町 4 8 2 番地
理事	菖蒲 龍郎	人吉市上原田町 1 6 4 4 番地
理事	秋山 末喜	人吉市上薩摩瀬町 3 7 2 番地
理事	川内 貞彦	人吉市下薩摩瀬町 4 0 0 番地
理事	北村 和人	人吉市赤池原町 5 5 7 番地
理事	今井 二郎	人吉市大畑町 3 6 8 3 番地 2
理事	上村 富章	人吉市上漆田町 3 4 8 5 番地 1
理事	小園 隆光	人吉市上田代町 2 2 7 6 番地
理事	横峯 一征	人吉市下田代町 1 1 4 9 番地
理事	亀井 穂	人吉市大野町 4 5 6 0 番地 2 9
理事	村山 芳孝	人吉市大野町 4 5 6 0 番地 9
監事	山口 秀継	人吉市鬼木町 7 2 0 番地
監事	西田 数男	人吉市赤池水無町 1 2 4 7 番地
監事	森下 一廣	球磨郡錦町大字西 1 7 6 0 番地 1 7
監事	中村 憲司	人吉市大野町 4 5 6 1 番地 3 6

就任		
理事	吉田 正博	人吉市合ノ原町 3 1 1 番地
理事	山崎 正	人吉市瓦屋町 2 1 8 2 番地
理事	高野 和夫	人吉市北泉田町 2 0 1 番地
理事	新村 博之	人吉市中林町 1 7 2 4 番地
理事	湯本 利一	人吉市温泉町 2 7 0 6 番地
理事	宮永 一喜	人吉市中神町馬場 7 番地
理事	菖蒲 龍郎	人吉市上原田町字菖蒲 1 6 4 4 番地
理事	内布 厚	人吉市下原田町字上野 4 8 2 番地
理事	川内 貞彦	人吉市下薩摩瀬町 4 0 0 番地
理事	赤池 政憲	人吉市赤池水無町 1 2 4 1 番地
理事	上村 富章	人吉市上漆田町 3 4 8 5 番地 1
理事	木野 賢侍	人吉市大畑麓町 3 8 0 3 番地 2
理事	東 照	人吉市下田代町 7 3 6 番地 1
理事	森下 一廣	球磨郡錦町大字西 1 7 6 0 番地 1 7
理事	亀井 穂	人吉市大野町 4 5 6 0 番地 2 9
監事	山口 秀継	人吉市鬼木町 7 2 0 番地
監事	中村 憲司	人吉市大野町 4 5 6 1 番地 3 6
監事	上田 哲久	人吉市上田代町 2 2 7 7 番地

熊本県公告第 2 8 9 号

上天草市に事務所を置く教良木土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	稲津 俊徳	天草市倉岳町棚底 1 7 3 6 番地
理事	渡辺 稔夫	上天草市松島町内野河内 1 4 5 5 番地 1
理事	太田 穂積	上天草市松島町阿村 5 9 4 4 番地
理事	吉澤 孝二	上天草市松島町合津 6 8 1 番地 1
理事	福田 良作	上天草市松島町今泉 2 1 1 4 番地 5
理事	植村 賢始	上天草市松島町今泉 1 1 4 0 番地
理事	徳田 浩	上天草市松島町教良木 2 2 7 9 番地
理事	山並 彰夫	天草市倉岳町宮田 3 8 1 2 番地
理事	葉山 勝人	天草市倉岳町棚底 1 0 2 5 番地
理事	長尾 信吾	天草市倉岳町浦 7 1 2 番地
監事	荒木 誠	上天草市松島町教良木 3 6 3 0 番地
監事	塚本 照男	上天草市松島町教良木 4 2 5 0 番地 2
監事	野口 貞男	天草市倉岳町浦 3 2 8 番地
就任		
理事	太田 穂積	上天草市松島町阿村 5 9 4 4 番地
理事	吉澤 孝二	上天草市松島町合津 6 8 1 番地 1
理事	福田 直	上天草市松島町今泉 2 0 7 5 番地 4
理事	渡辺 稔夫	上天草市松島町内野河内 1 4 5 5 番地 1
理事	徳田 浩	上天草市松島町教良木 2 2 7 9 番地
理事	山並 彰夫	天草市倉岳町宮田 3 8 1 2 番地
理事	葉山 勝人	天草市倉岳町棚底 1 0 2 5 番地
理事	長尾 信吾	天草市倉岳町浦 7 1 2 番地
理事	永森 文彦	上天草市松島町内野河内 2 4 1 5 番地 2
理事	稲津 俊徳	天草市倉岳町棚底 1 7 3 6 番地
監事	柿原 晃夫	上天草市松島町教良木 5 0 1 8 番地 1

監事	塚本 照男	上天草市松島町教良木4250番地2
監事	野口 貞男	天草市倉岳町浦328番地

熊本県公告第290号

天草市に事務所を置く本渡土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成29年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 監事	山本 長弘	天草市宮地岳町5740番地

熊本県公告第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字地藏本1326番1及び同1330番10
278.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区植木町一木645番地1 ヴィラ・グレイスI-203号室
森山 祐樹

熊本県公告第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字地藏本1330番111
207.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1176番地10 プレールフラン101号
向井 祐平

熊本県公告第293号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成29年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 玉名郡長洲町大字長洲1960番地
- 2 築造者の氏名 磯野博
- 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字高浜字土井辻1115番5
- 4 道路の幅員 6.04メートル
- 5 道路の延長 8.92メートル
- 6 指定年月日 平成29年5月8日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第13号

登載依頼**熊本県企業局公告第2号**

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第12回）を次のとおり開催する。
平成29年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時
平成29年6月1日（木）午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水道町14-1
ホテルメルパルク熊本 2階「白川」

- 3 議題
(1) 第11回審議内容のまとめ
(2) 荒瀬ダム撤去工事等について
(3) 環境モニタリング調査結果について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室
電話番号096-333-2600

熊本県行政文書等管理委員会公告第1号

平成29年度第1回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

平成29年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成29年5月31日（水）
午前10時00分から（1時間程度）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題
(1) 熊本県行政文書等の管理に関する条例の改正について
(2) 熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項の追加について
(3) 平成28年熊本地震の文書管理業務への影響について 等
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）